

悪質商法あれこれ その2

1. 見本工事商法

「目立つ場所なので宣伝になるから特別に安くする」と工事を勧めるが、実際は高額でずさんな工事が多い。

(例) 屋根補修, 外壁工事

2. 利殖商法

リスクの説明をせずに「安全で必ずもうかる」などと金融商品を勧められる。預けた金額以上の損をする危険性があることも。

(例) 先物取引, 外国為替証拠金取引

3. マルチ・マルチまがい商法

商品を買って会員になり、知人に売ったり、知人を紹介すればお金がもらえ、加入者を増やすことで大きな利益が得られると勧めるが、会員を増やすのは困難。友人関係がぎくしゃくし、多大な商品在庫を抱えることも。

(商品例) 健康食品, 化粧品, 浄水器

☆☆☆☆☆☆ 契約は慎重に ☆☆☆☆☆☆

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック! かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。